

業務委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度佐賀県吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業（プロモーション等）業務委託

2 目的

佐賀県の大切な財産であり、国の特別史跡でもある「吉野ヶ里遺跡」が所在する「吉野ヶ里歴史公園」は、117ヘクタールの広さを有し、年間約70万人の来園者がある。

本公園の西口エリア利用者は遊具利用、東口エリア利用者は吉野ヶ里遺跡見学が目的であり、園内の滞在時間も2時間程度が主で、園内の周遊は十分ではなく、園外周辺エリアへの周遊も少ない。

さらに、本公園は本県を代表する観光スポットがあるにも関わらず、佐賀県観光客動態調査（R4）によると、ほとんどが日帰り観光客であり、観光消費額は、県平均4,082円に対し、神埼市456円、吉野ヶ里町1,166円と県の中でも低い状況にある。

これらの課題を解決すべく、現在、官民連携事業により県営エリアにおいて、交流拠点施設やキャンプフィールド等の整備を進めており、令和8年3月18日に「スノーピーク グラウンズ吉野ヶ里」が開業する。

本事業は、吉野ヶ里遺跡の持つ価値を高め、広げ、後世につないでいくことが第一義である。本事業では、新たな交流拠点施設の開業にあわせ、佐賀県、神埼市、吉野ヶ里町が、佐賀県吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業協議会（以下「協議会」という。）を設立し、新たな施設の概要やサービス内容等をはじめ、吉野ヶ里遺跡のすばらしさやエリアにある魅力的な観光スポット等で体験できる「コト」、コラボ商品等について、ターゲット層に効果的に訴求するプロモーションを実施することにより、来園につなげ、吉野ヶ里遺跡への理解を促し、かつ、園内や園外への周遊を促進して地域活性化を図ることを目的としている。

※ターゲット層：佐賀県、福岡県在住の30～40代女性（家族連れ含む）

3 委託業務内容

（1） 委託事業の概要

上記目的を達成するため、次の業務を実施する。

また、本事業にあたっては施設の管理運営者である株式会社スノーピークとも十分に調整すること。

（2） 業務内容の詳細

① 国内外に向けたプロモーションの実施

以下のうち（ア）～（ウ）に例示している以外でも上記目的を達するために効果が認められるものがあれば提案すること。

- (ア) プロモーション動画の作成、以下の要素を含めた提案であること。
- ・施設の概要紹介（複合施設、コテージ、キャビン、キャンプフィールド、サニタリー棟など）
 - ・施設のコンテンツ紹介、「野と歴史つなぐライブラリー」、「風土図鑑（地元の情報カード100）」の楽しみ方、手ぶらキャンプなど
 - ・歴史公園ならではの特別なキャンプ体験紹介
 - ・地元とのコラボ商品、周辺施設の紹介など
- (イ) Instagram、TikTok、YouTube を活用した情報発信
- ・アカウント運営（オーガニック投稿を週1回程度想定）
 - ・インフルエンサーを起用したタイアップの企画
 - ・(ア)で作成したプロモーション動画を活用したSNS広告の実施
- (ウ) フリーペーパー（電子版・紙媒体）等を活用した情報発信
- ・フリーペーパー、ワイヤーママ等の地域誌を活用した広告掲載
- ② 野と歴史をつなぐライブラリーを活用した園内外への周遊促進
- (ア) 遺跡エリアへの周遊促進（無関心層が遺跡に興味を持つきっかけとなる企画であること）
- (イ) 周辺施設への周遊促進（風土図鑑を活用したスタンプラリー企画等）
- ③ 地産品とのコラボイベントの企画・運営
- ・別添企画案を参考にイベントの企画し運営すること（夏冬4回想定）。
※別紙参考見積を積算の参考としてください。
- ④ 団体利用を想定したモニターツアーの実施
- ・手ぶらキャンププラン10セット（最大50名）を活用した企画であること。
 - ・地域団体、企業、大学生等（旅行・研修・懇親会・学生旅行などを想定）。
 - ・モニターツアーの様子を動画にまとめ（2）（イ）及び（ウ）で活用すること。

4 委託業務の完了等に関する報告

(1) 報告書の提出

プロモーション実績、制作データ、その他特記事項等を記した完了報告書を作成し、委託業務完了後速やかに提出すること。

その他、協議会は事業の実施状況について、隨時報告を求めることができる。

(2) 報告書に添付する成果物

報告に当たっては以下の成果物を添付すること。

ア プロモーション用の各種動画データ、各種SNS広告媒体からのアクセスログ解析資料

※新たに作成したInstagram・TikTok・YouTubeのアカウント情報(ID/PW等)

イ 各種広報物データと掲載・配布実績資料

ウ 次年度以降に効果的なイベント内容及び広報手段の提案(8月頃)

(3) 報告期限

令和9年3月26日までとする。

5 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

6 代金の支払い方法

完了払

7 委託上限額

22,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

8 留意事項

(1) 委託業務内容については、協議会と受託者とで協議を行い、決定する。

(2) 事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。

(3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、協議会からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

(4) 本委託業務において、第三者(本県及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

(5) 今回の委託業務により制作される成果物の著作権、所有者等、その他一切の権利は協議会に帰属するものとする。ただし、著作者人格権の行使を妨げるものではない。

(6) 成果物は、協議会が自由に二次使用できるものとする(①著作権法第20条の規定による著作者の意に反した変更、切除、その他の改変を受けていないものに限る／②トリミング等加工(改変)を加えない状態のものに限る)。特に県の他事業に当事業の成果物(素材を含む)を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を協議会に提出すること。

(7) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類(本事業の効果検証を含む)を提出すること。

- (8) 提案された企画・内容等については、契約締結後に受託者と協議の上、変更を加えることがある。
- (9) 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策については、別紙1及び別紙2の内容によること。
- (10) 本仕様書に定めのないものについては、適宜、発注者と協議を行い、その決定に従うものとする。

9 問い合わせ先

佐賀県吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業協議会事務局（佐賀県政策部内）

住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

電話：0952-25-7360 FAX：0952-25-7496

メール：sagaseisaku@pref.saga.lg.jp